

■ 9月の納税

(第3期)、後期高齢者医療保険料(第3期)、介護保険料(第3期)の納期です。

9月30日(火)までに納めてください。

口座振替は9月30日(火)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14・6%)が課されます。

⑤「納期を守って税を大切に!」

市税等を納期限までに納めないと、法律に基づき督促状が発送されます。

平成19年度中に発送された督促状は、市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税合わせて約2万8千

促状が発送されます。

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方でも国民年金に加入しなければなりません。

国民年金に加入をして、受給要件を満たせば「老齢基礎年金」が受けられます。また、万が一、病気やケガによって障害が残った場合には「障害基礎年金」、亡くなられた場合には生計を維持されていた子や孫のある妻に「遺族基礎年金」が支給されます。

また、短期間で帰国し受給要件を満たさなかった場合でも、保険料の支払い期間が6か月以上あれば、帰国後2年以内に請求することにより、「脱退一時金」が受け取れます。

国民年金への加入手続きは、保険年金課保険年金係までお問い合わせください。

市では個人住宅の耐震化を支援しています。

内容①簡易耐震診断(無料)

で簡易耐震診断を行なう

ため、電話で予約をしてください。※担当は施設

平成19年度中に発送された督促状は、市・都民税、固

めないと、法律に基づき督促状が発送されます。

老齢基礎年金は、原則として65歳からの支給となっていますが、60歳から65歳未満の間で希望する時から受給する繰上げ請求や、66歳に達した日以後の希望した時から受給する繰下げの申し出をすることにより、受給を開始する時期を選択できます。

繰上げ(繰下げ)で受給した場合、受け始める時点に応じて一定の割合で減額(増額)された年金を生涯受けることになります。昭和16年4月1日以前に生まれた方は年単位の減額(増額)、昭和16年4月2日以後に生まれた方は月単位の減額(増額)になります。

繰上げ・繰下げは一度手続きをすると取り消すことができませんのでご注意ください。

また、繰上げの裁定請求書受理後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求や寡婦年金の受給、遺族年金との併給等ができません。また、繰下げについては条件により申し出ができない場合があります。

年金だより

■ 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げについて

老齢基礎年金は、原則として65歳からの支給となっていますが、60歳から65歳未満の間で希望する時から受給する繰上げ請求や、66歳に達した日以後の希望した時から受給する繰下げの申し出をすることにより、受給を開始する時期を選択できます。

繰上げ(繰下げ)で受給した場合、受け始める時点に応じて一定の割合で減額(増額)された年金を生涯受けることになります。昭和16年4月1日以前に生まれた方は年単位の減額(増額)、昭和16年4月2日以後に生まれた方は月単位の減額(増額)になります。

繰上げ・繰下げは一度手続きをすると取り消すことができませんのでご注意ください。

また、繰上げの裁定請求書受理後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求や寡婦年金の受給、遺族年金との併給等ができません。また、繰下げについては条件により申し出ができない場合があります。

通、国民健康保険税は約2万6千通、介護保険料は約3千5百通でした。

督促状には1通約60円(郵送代が50円、用紙代が約10円)、年間約345万円の経費がかかりました。

もし納期内に納めれば、この分で別の市民サービスを行なうことができます。

大切な税金を有効に使うために納税は納期内にお願いします。

②耐震診断費用の一部助成を行なう場合は有料となりますので、診断費用の一部を助成します。助成をご希望の方は、診断を行なう前に、まちづくり計画課計画担当へご相談ください。

東京都では、人の一日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

工事課建築担当)に、まちづくり計画課計画担当へご相談ください。

③診断機関による耐震診断を行なう場合は有料となりますが、診断費用の一部を助成します。助成をご希望の方は、診断を行なう前に、まちづくり計画課計画担当へご相談ください。

東京都では、人の一日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

切に使いましょう。

④施設管理課管理担当)に、まちづくり計画課計画担当へご相談ください。

東京都では、人の一日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

年までの所得額が750万円以下であること③市税を滞納していないこと④金融機関の保証が受けられること(保証料の2分の融資条件に合い、指定する保証会社の保証が受けられないこと)

ボランティアグループと地域上で盛り上げる、子どもイベントです。

東京都では、人の一日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めますため、10月~11月にかけて交通に関する調査「東京

移動